

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 都市と農村の交流等

【目標】①

国民のグリーン・ツーリズム(注1)の潜在需要への強化

(ア) グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数(潜在需要の8割以上を満たす)

【測定指標の選定理由】

都市と農村の交流人口を拡大することにより、農村地域においては経済的効果、高齢者の生きがいづくりや女性の活躍の場の創出などの社会的効果があるとともに、都市住民に対しては、農村滞在や定住及び二地域居住に係る潜在的な願望が実現されることから、交流人口の指標となる「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数」を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数については、レジャー白書(2007)及び総務省統計局の人口推移より、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要人口を推計。更に、訪日外国人旅行者数については、日本政府観光局訪日外客数により、農村地域に迎え入れる外国人旅行者を推計し、その合計を目標値として設定した。

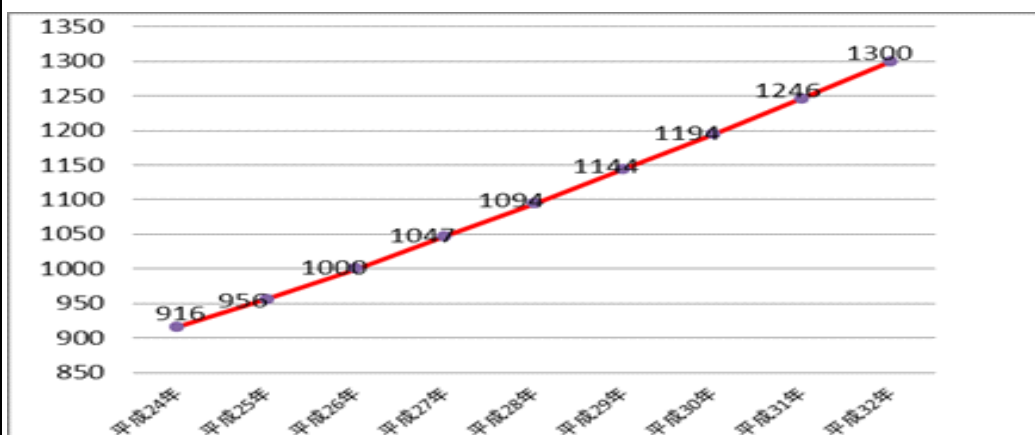
○潜在願望のある人口(244万人)×8割=195万人

○これに一人当たり旅行回数1.10回を乗じて目標増加人数を算出。

195万人×1.67回-55万人=271万人

○平成32年度までに農村地域へ訪日外国人旅行者の5%を誘致することとし、既に日本の農村地域を訪れている外国人旅行者を減じて目標増加数を算出。

2,000万人×5%-13万人=87万人



(農村振興局調査等を基に作成)

【把握の方法】

農林業センサス、漁業センサス、訪日外客数及び農村振興局調査により把握

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100

A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満

施策(2) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

【目標】①

都市住民に対する都市農業の理解の促進

(ア) 都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査

【測定指標の選定理由】

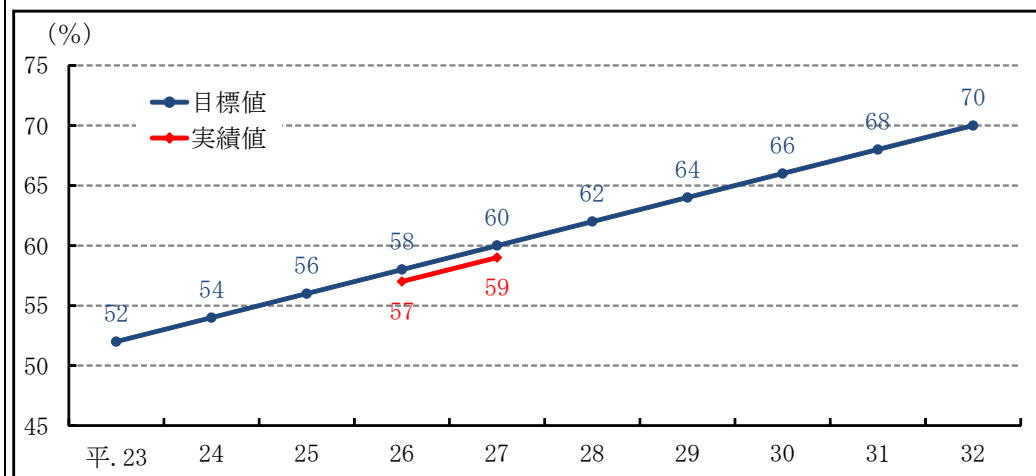
都市農業振興基本法第3条において、都市農業の振興に関する施策は、幅広い国民の都市農業の有する多様な機能についての理解の下に推進されなければならないと規定されている。このため、国民の理解が得られていることを確認し得る指標として、都市農業・都市農地の多様な役割に係る肯定的評価の割合を選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

都市農業についての国民の理解は、必ずしも短期間で得られるものではないことから、毎年度、2%ずつ増加することを見込んで、平成32年度において、都市住民のおよそ3人に2人の理解が得られることとして、70%を設定した。

また、目標年度については、食料・農業・農村基本計画が、10年程度先を見通して定められていることから、平成32年度とした。

都市農業・都市農地の多様な役割に係る肯定的評価の割合



(農村振興局調査を基に作成)

【把握の方法】

都市農業・都市農地に関するアンケート調査(農村振興局都市農村交流課都市農業室)により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=当該年度実績値／当該年度目標値×100

		A'ランク: 150%超、A ランク: 90 %以上 150%以下、B ランク: 50%以上 90%未満、C ランク: 50%未満
--	--	---

2. 用語解説

注 1 グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。農産物直売所等での地元農林水産物の購入など日帰りを中心としたものから、農林漁家民宿等での短期から長期の宿泊滞在を通じた農林水産業・農山漁村体験まで様々なタイプの都市農山漁村交流を幅広く含むもの。
-------------------	--